令和2年度 厚生労働省老健局 業務継続計画(BCP)作成支援指導者養成研修

> 介護施設・事業所における 自然災害発生時の 業務継続計画(BCP)作成のポイント - 居宅介護支援サービス固有事項 -

> > 2021年2月

# 居宅介護支援サービス固有事項のポイント①

ガイドライン 30ページ

ひな形 26ページ

### 平時からの対応

災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等において、その情報がわかるようにしておく。

緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段(固定電話、携帯電話、メール等)を把握しておく。

平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政、自治会、職能・事業所団体等)と良好な関係を構築する。その上で、災害に伴い発生する、安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整する。

避難先において、薬情報が参照できるよう、利用者に対し、おくすり手帳 の持参指導を行うことが望ましい。

# 居宅介護支援サービス固有事項のポイント②

#### 災害が予想される場合の対応

ガイドライン 30ページ

ひな形 26ページ

訪問サービスや通所サービスについて、「台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく」とされており、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておく。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

自サービスについても、台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関に共有の上、利用者やその家族にも説明する。

## 居宅介護支援サービス固有事項のポイント③

### 災害発生時の対応

ガイドライン 30ページ

ひな形 26ページ

災害発生時で、事業が継続できる場合には、可能な範囲で、個別訪問等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう、居宅サービス事業所、地域の関係機関との連絡調整等を行う。

(例)

通所・訪問サービスについて、利用者が利用している事業所がサービス提供を長期間休止する場合 必要に応じて他事業所の通所サービスや、訪問サービス等への変更を検討する。

避難先においてサービス提供が必要な場合も想定され、居宅サービス事業所、地域の関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行う。

災害発生時で事業が継続できない場合には、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整した対応を行う。